

条例で定める責務

体に次のような責務を定めています。 るため、町、町民、自転車利用者などの各主 条例では、自転車に関する事故を防止す

警察等の関係機関や交通安全協会等の関係 理解が深まるよう啓発・広報を行う。 るために必要な施策を実施していく。 団体と連携し、自転車の安全利用を促進す ・交通安全教育を推進するとともに、町民の ・町民の自転車の安全利用を促進するため、

●町民

安全利用について理解を深める。 ・交通ルールや交通マナーを学び、自転車の

●自転車小売業者

場から、自転車を購入しようとする方に、自 自転車に関する専門的な知識を有する立

自転車利用者

守する。 交通法その他の交通安全に関する法令を遵 車両の運転者としての責任を自覚し、道路

利用する自転車を定期的に点検し、必要な ・歩行者等の通行の安全に配慮する。 ・自転車の利用に必要な知識の習得に努める。

力する。

●事業者

の安全利用の促進に関する施策や活動に協

·町、関係機関、関係団体が実施する自転車

保護者

整備をする。

の安全利用について、家庭等で教育、指導す ・未成年の子どもに対し、交通マナー・自転車

し、必要な整備をする。 ・子どもの利用する自転車を定期的に点検

する。

転車の安全利用や点検整備等の責務を周知

する。 ぐため、自転車の安全利用に関する啓発を 、従業員による通勤中や業務中の事故を防

●学校等の長

じた交通ルール、交通マナー、自転車の安全利 用について、教育、指導等を行う。 園児、児童、生徒に対し、それぞれの年齢に応

に関する啓発に努める。 自転車利用者等に対し自転車の安全利用

自転車安全利用五則

音楽を聞きながら

飛び出し

スマホ利用

自転車を利用する際は安全のために、「自転 車安全利用五則」をしっかり守ってください。

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行

信号無視

- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
- ・飲酒運転、並進走行の禁止
- ・夜間のライト点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止・安全 確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用 児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児 に自転車用ヘルメットを着用させる

関係団体